

# 第 13 回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 1 9 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 3年 7月19日(月) 15時30分～16時09分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件  
日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による届出報告の件  
日程第4 報告第3号 農地法第4条の規定による許可報告の件  
日程第5 報告第4号 農地法第5条の規定による許可報告の件  
日程第6 報告第5号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件  
日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件  
日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の件  
日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件  
日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画決定の件

---

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穰治	3番	小寺 典子	4番	道下 勇治
5番	坂下 義晴	6番	早苗 裕典	7番	森田 文秀	8番	横溝 勲
9番	平林 浩哉	10番	谷口 栄治	12番	後藤 和則	13番	西川 幹生
14番	相澤 研二	15番	浅井 隆久	16番	森本 敏彦	17番	浅野 博文

---

●欠席委員

なし

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

---

●議事録署名委員

8番 横溝 勲 9番 平林 浩哉

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 8番 横溝委員 9番 平林委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による届出報告の件。次の者から農地法第5条の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

●日程第4 報告第3号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地法第4条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

●日程第5 報告第4号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第4号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番、2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

●日程第6 報告第5号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、浅野現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○17番（浅野委員） 7月13日に現地調査委員会を開催しました。調査委員は、森田委員、平林委員、そして私浅野。事務局より藤野局長、土田次長が出席しています。

【番号1番朗読】

調査の結果、農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

---

●日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部会長） 1番島部。ただ今事務局より説明のあった件ですが、農業経営を行ってい

るご家族の母親から娘への贈与の申請です。申請のあった土地は、これまで譲渡人及び譲受人の一家が代々耕作してきている農地であり、他に対する影響もなく問題のない案件と思われます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） ただ今事務局より説明のあった件ですが、十勝川右岸に位置し清水町との境界付近にある以前は河川用地であった農地及び一部は号線道路用地であった箇所です。周囲は譲受人の耕作地であり、他に対する影響もなく問題のない案件と思われます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅野委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（浅野委員） ただ今事務局より説明のあった件ですが、先日、貸人及び借人、借人の母親から聞き取りを行っています。この度農業経営から離れることとなった貸人の所有農地について後継者である借人に貸し付けるもので、他に対する影響もなく問題のない案件と思われます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

---

●日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては、6月30日に開催した第12回総会で審議いただいたものです。

これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について 原案のとおり決定いたします。番号1番につきましては、準備が整い次第、許可書を交付いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては、6月30日に開催した第12回総会で審議いただいたものです。

これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について 原案のとおり決定いたします。番号2番につきましては、準備が整い次第、許可書を交付いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては、6月30日に開催した第12回総会で審議いただいたものです。

これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について 原案のとおり決定いたします。番号2番につきましては、準備が整い次第、許可書を交付いたします。

以上で議案第2号を終わります。

---

●日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部会長） 1番島部。先日 貸人の方から話を伺ってきました。申請地は十勝川左岸に位置しすぐ近くに十勝川の堤防があります。この辺りは石がでる農地であり、数年前には隣接している農地でも砂利採取を行っています。今回の申請地も早い時期に施行したかったのですが、一部の土地に賃借権が設定されていたため準備に時間を要しました。また、申請地は道路に面した畑であり、他に迷惑をかけることもない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部委員） 以上で質疑を終わります。

続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅井委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井。先日 電話で貸人の方から話を伺ってきました。また申請地は、私どもがよく通る道路沿いにあり、現地も確認しています。申請地は、貸人の住宅のすぐ東側で、石が多くでる農地であります。今回砂利を採取し優良農地としようとするもので、周囲は全て貸人の畑で他に影響はないものと思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。



【なし・・・との声】

○議長（島部委員） 以上で質疑を終わります。

続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号2番については原案のとおり決定します。なお、番号2番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（道下委員） 4番道下。先日 貸人の方から話を伺ってきました。申請地は、芽室町市街地から北に約14kmのところの鹿追町との町境付近に位置し、傾斜がきつい畑となっています。今回取組みで土を採取し、起伏調整を行い、優良農地にすることとなります。周辺は貸人の所有地であり、また関係者の同意も得ていることから、他に影響はないものと思われま

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部委員） 以上で質疑を終わります。

続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号3番については原案のとおり決定します。なお、番号3番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

---

## ●日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号6番から10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号6番から10番朗読】



○議長（島部会長） それでは 整理番号6番から10番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。整理番号6番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号6番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号7番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号7番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号8番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号8番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号9番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号9番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号10番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号10番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第4号を終わります。

---

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第13回総会を閉会いたします。

---

(16時09分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3年 7月19日

芽室町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員